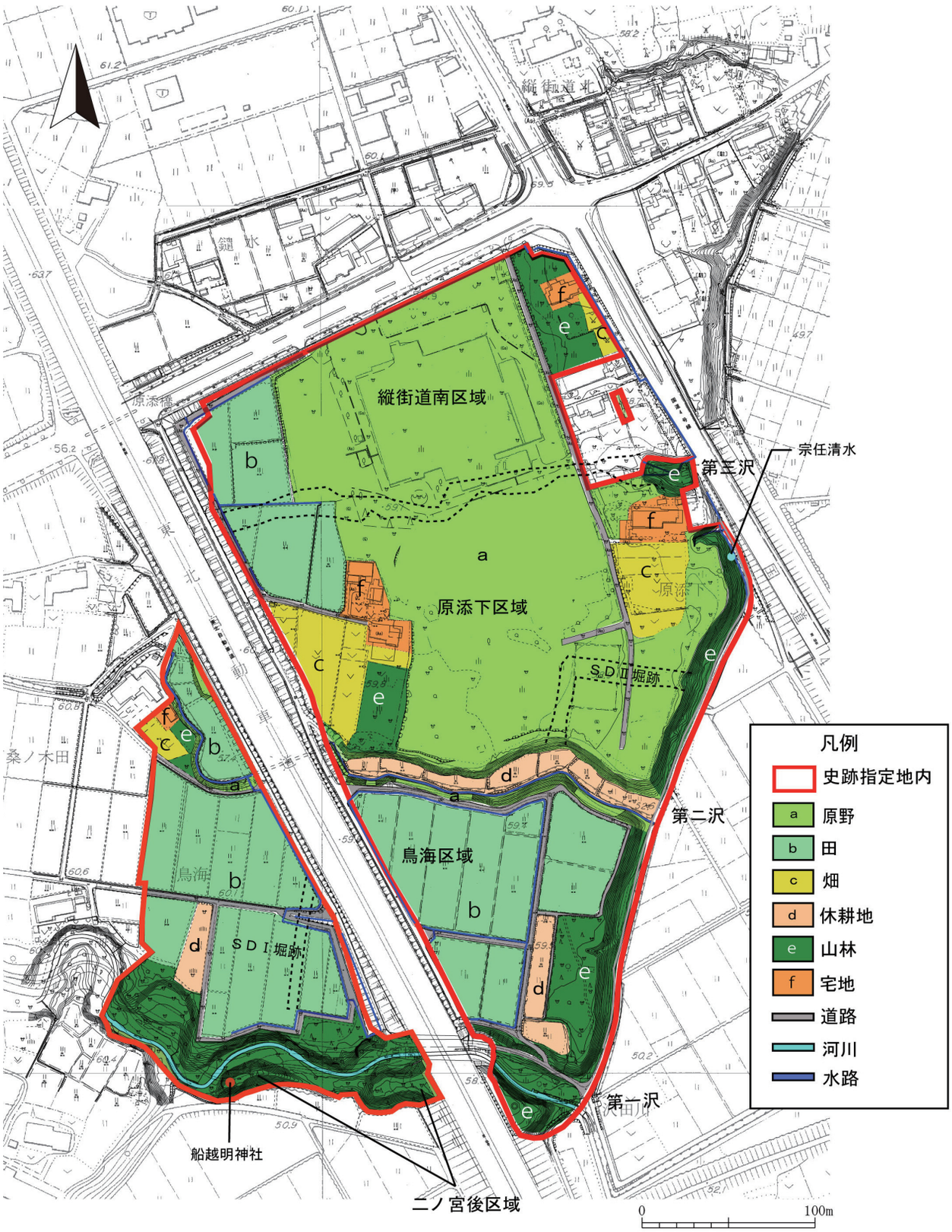
第４章　史跡鳥海柵跡の現状

１　土地利用状況

（１）現況の土地利用

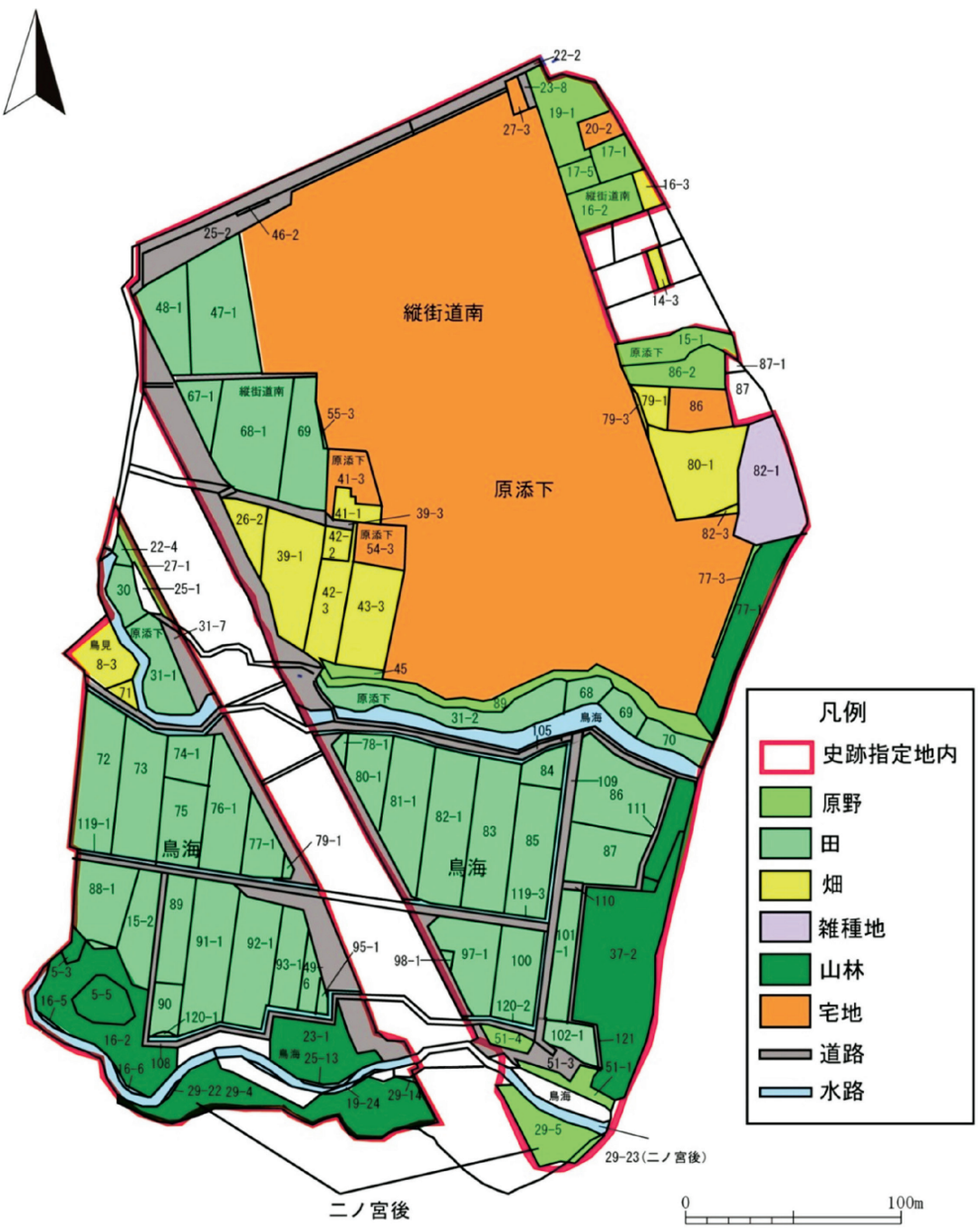
史跡指定地は、原野、田、畑、山林、宅地、雑種地からなる。



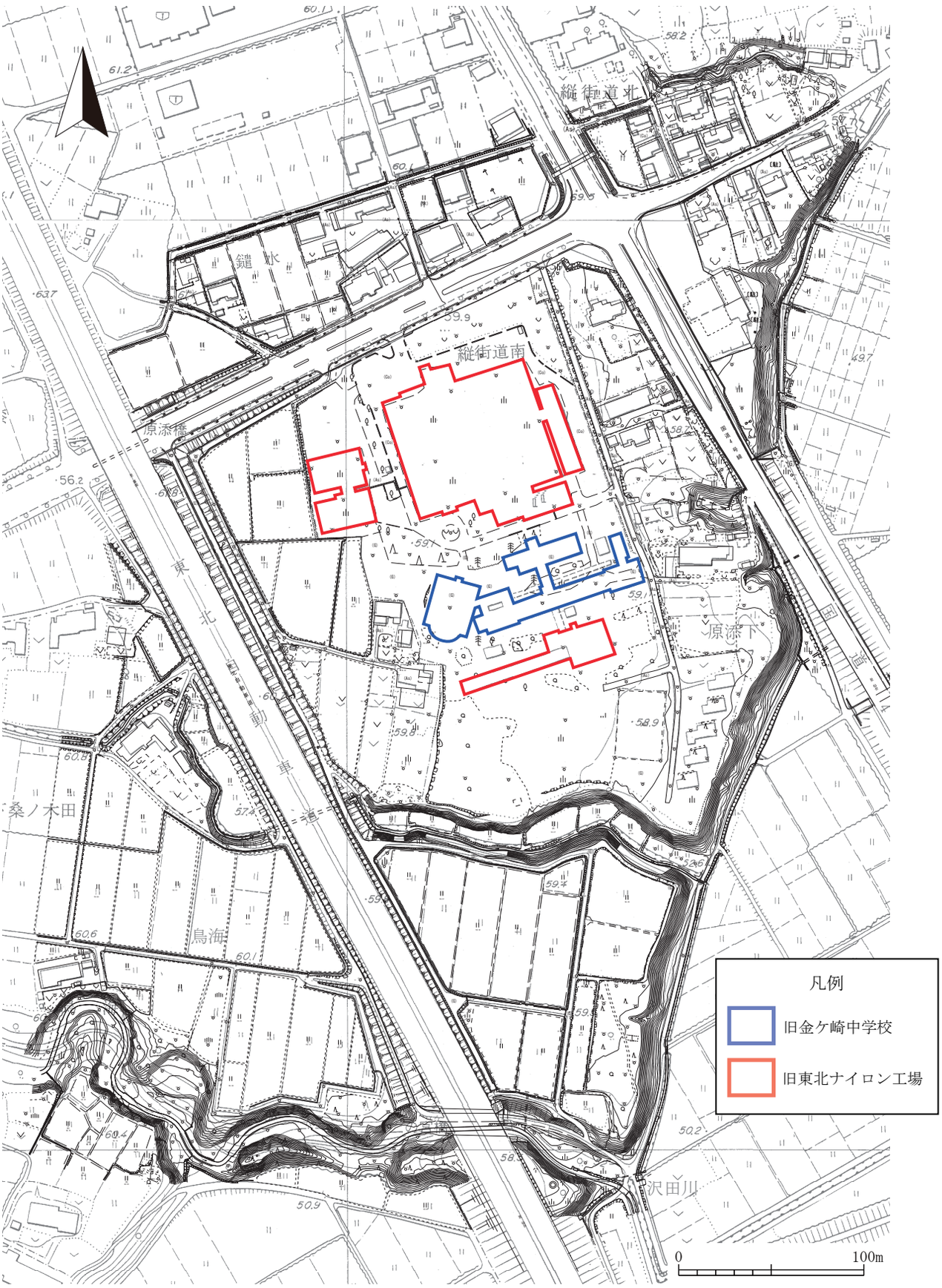
第17図　土地利用状況図

（２）地目別状況

地目は下図の通りである。旧金ヶ崎中学校・東北ナイロン工場があった地区は地目上は宅地となっている。また、縦街道南 25-2、22-2、46-2 は現状では原野であるが、地目上は「道路」となっている。その他原添下 43-3 等、地目と現状の土地利用が異なる地点が何箇所か存在する。

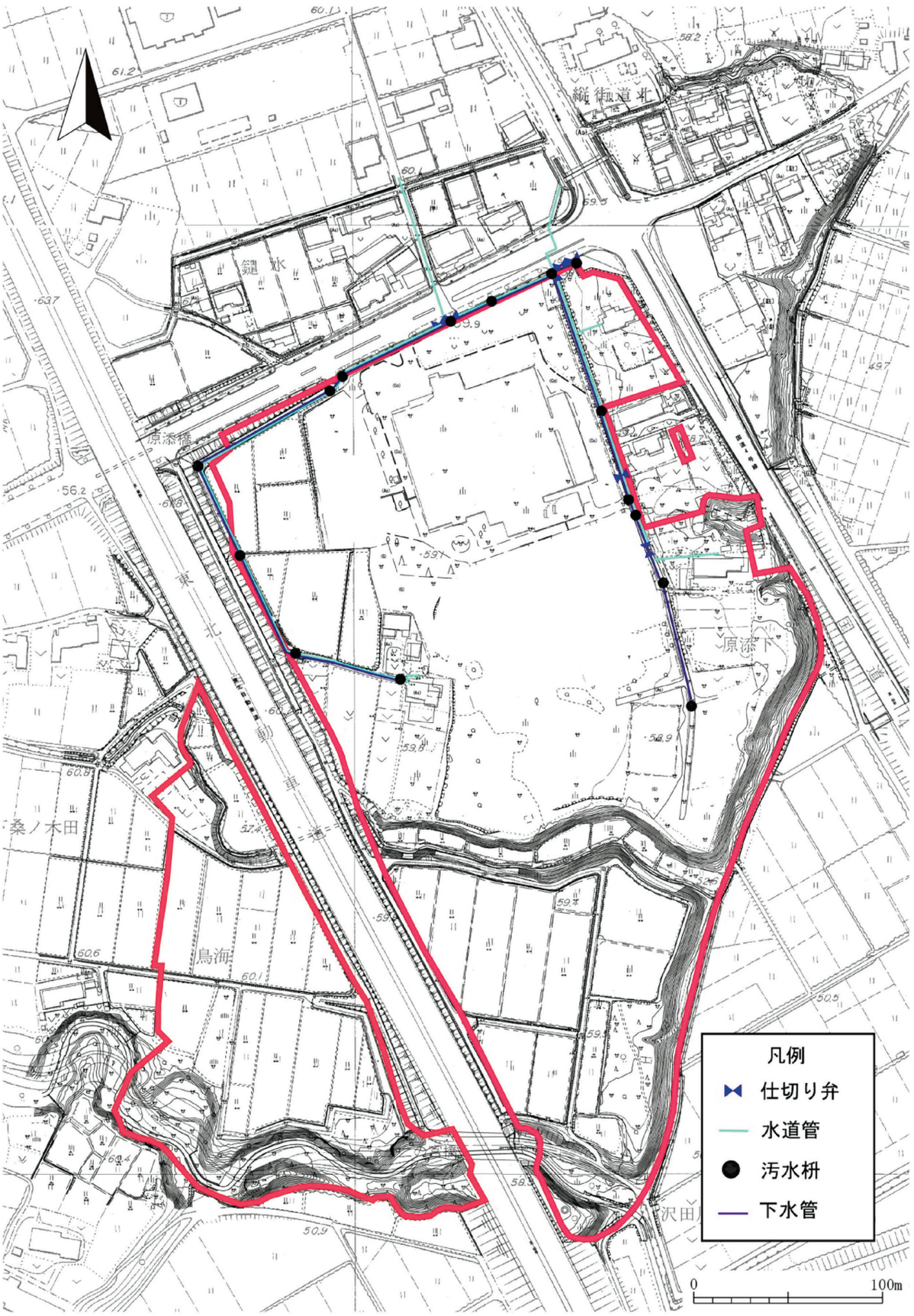


第18図　地目別状況図



第19図　旧金ケ崎中学校・東北ナイロン工場位置図

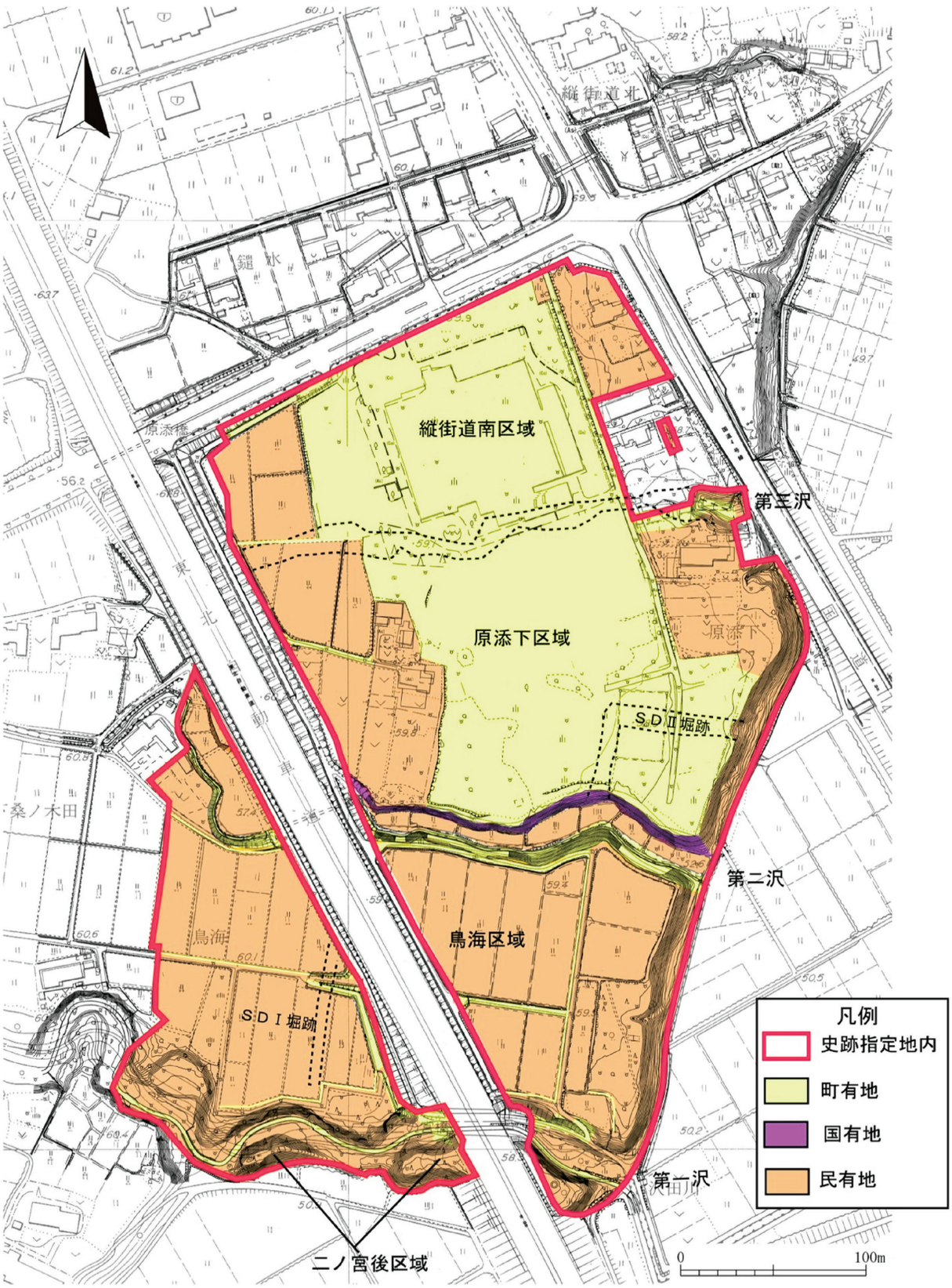
（３）上下水管敷設状況



第20図　上下水管敷設状況図

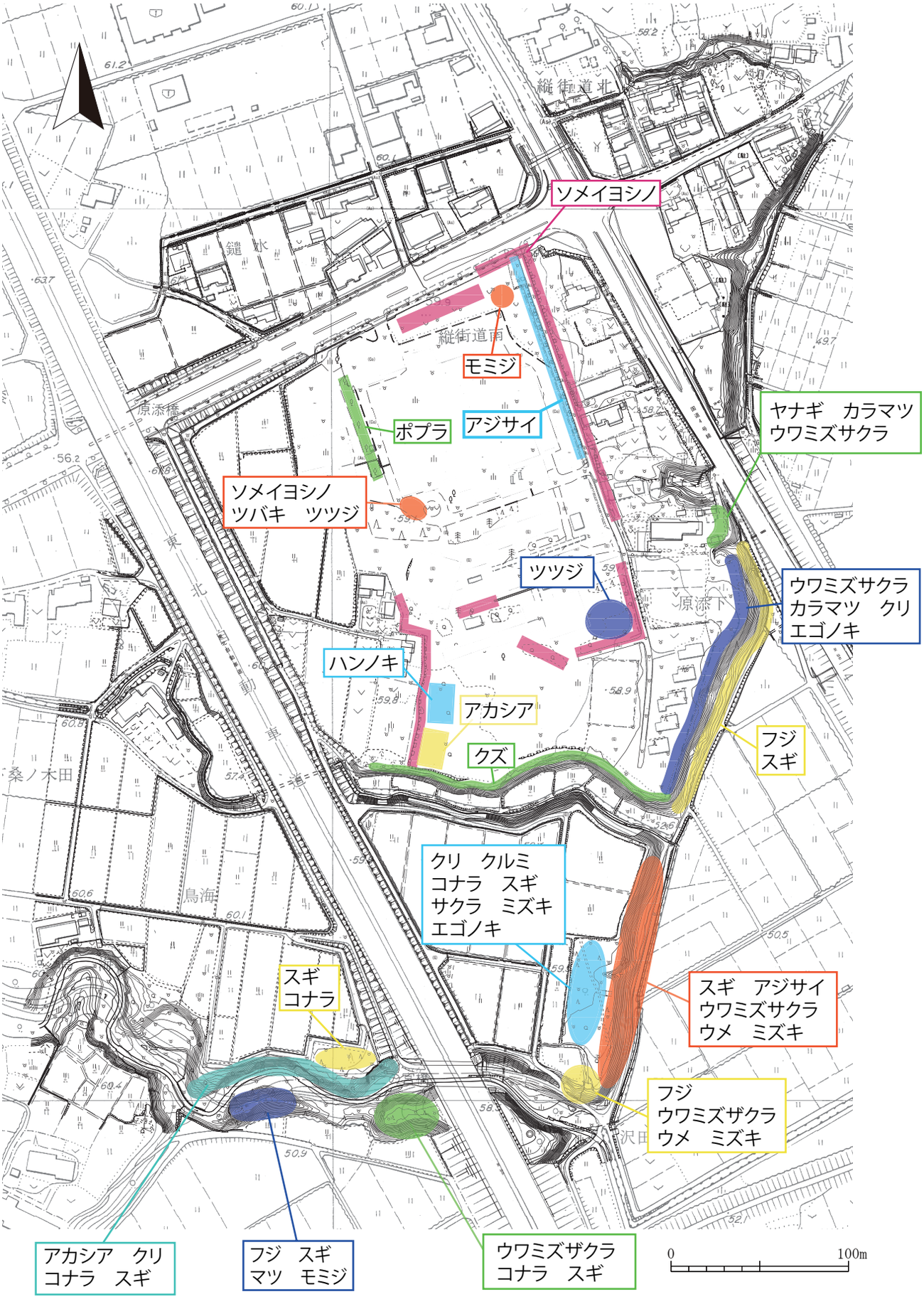
２　土地所有状況

史跡指定地内は大半が民有地で、縦街道南区域から原添下区域にかけて町有地である。

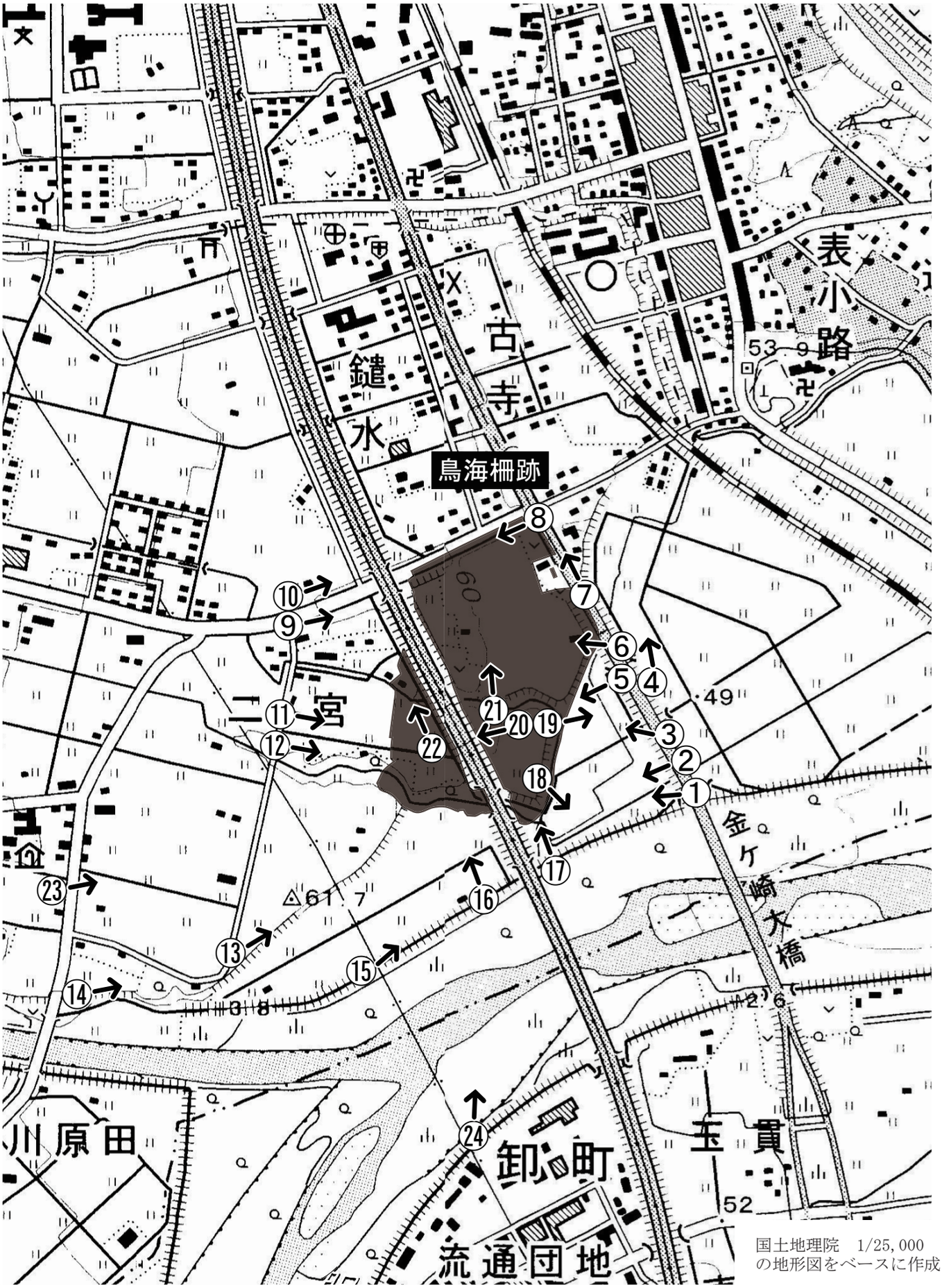


第21図　土地所有状況図

3　植生調査



第22図　植生調査



国土地理院　1/25,000
の地形図をベースに作成

第23図　景観調査写真撮影位置



①手前にコンクリートがあり、景観の障害となる。



②段丘の南東は水路や田園が広がる。



③段丘の形状が樹木により判然としない。



④史跡と国道４号線の間にガードレールがあり、景観の障害となる。



⑤手前に竹藪があり景観の障害となる。



⑥段丘前に看板があり、景観の障害となる。



⑦段丘と国道４号線の間に看板があり、景観の障害となる。



⑧史跡の北東にある電柱等が景観の障害となる。



⑨奥の高速道路の消音壁が景観の障害となる。



⑩北境である縦街道の現存部分。



⑪奥の高速道路の消音壁が景観の障害となる。



⑫側溝が鳥海区域と二ノ宮後区域を明確に区分する。



⑬段丘の形状が樹木により判然としない。鉄塔が景観の障害となる。



⑭手前の電柱が景観の障害となる。



⑮鉄塔、奥の高速道路の消音壁が景観の障害となる。



⑯段丘の形状が樹木により判然としない。



⑰段丘の形状が樹木により判然としない。高速道路のフェンスが景観の障害となる。



⑱胆沢川の堤防により、胆沢城が見えない。



⑲樹木、国道 4 号線により胆沢城が見えない。



⑳高速道路の消音壁が景観の障害となる。



㉑原添下区域の南辺段丘の法面。草木の手入れをしないと段丘の形状が判然としない。



㉒鳥海区域の水田の様子。地形保全に水田の経営は必要である。



㉓南西から見た鳥瞰写真。



㉔南から見た鳥瞰写真。

5　史跡の構成要素

分類				要素
史跡の価値を構成する要素	地形（段丘）			台地（段丘）、段丘崖、沢
	地下の遺構・遺物	先行する時代	胆沢城造営以前	遺構　竪穴建物跡、古墳（周溝、墓坑含む） 遺物　土師器（輪積み成形）、須恵器
			胆沢城造営後	遺構　竪穴建物跡、土坑跡、柱穴、溝 遺物　須恵器、土師器（内黒土師器、内外黒土師器含む／ロクロ成形）、陶磁器
		鳥海柵の時代（安倍氏の時代）		遺構　竪穴建物跡、掘立柱建物跡（四面廂付建物跡、櫓状建物跡、その他建物跡）、柱列、柵列、溝、鉄滓堆積地、堀跡、焼土遺構　等 遺物　土師器（内黒土師器含む／ロクロ成形）、須恵器（甕のみ）
		後の時代（奥州藤原氏の時代）		遺構　竪穴状遺構（経塚か） 遺物　土師器（ロクロ成形）、手づくねかわらけ、陶磁器
史跡の価値に関連する要素				船越明神社、宗任清水 説明板
住民生活に関連する要素	家屋・田畑			家屋、田畑、ビニールハウス、用水路
	道路関係			道路、ガードレール、交通標識、高速道路消音壁、電灯、電柱、排水溝、水門、集水枡、マンホール、マンホールポンプ場、引込用開閉器盤、消火栓、看板　等
その他の要素	史跡の価値及び住民生活のいずれにも関連しない要素			工場跡地の工作物（門扉、柵、コンクリート舗装、排水溝等）植生

史跡の構成要素　添付写真

（１）地形

①台地



縦街道南区域（工場跡地）。①-1



原添下区域（工場跡地）。①-2



原添下区域。工場跡地の東側法面の山林。①-3



鳥海区域。大部分は水田。①-4



鳥海区域。①-5



二ノ宮後区域。①-6



二ノ宮後区域西端の崩落箇所。①-7



二ノ宮後区域東部の頂部。①-8

② 沢



第一沢（沢田川）。両側の雑木林。②-1



第一沢（沢田川）。コンクリートで護岸されている。②-2



第二沢。②-3



第二沢。②-4



第二沢。コンクリート側溝となっている。②-5



第二沢。②-6



第二沢。法面はジャカゴで保護されている。②-7



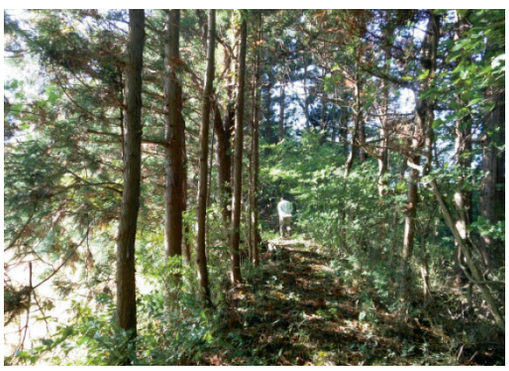
第三沢東端部。水路の終点で、底部に集水桝がある。②-8

（2）史跡の価値に関連する要素

①船越明神社



祠。①-1



二ノ宮後区域西部丘陵上の船越明神社への参道。①-2

②宗任清水



清らかな水が湧く宗任清水。

③説明板



第二沢南側の道沿いの説明板。③-1



関連文化財への眺望を示す説明板。③-2



看板。③-3



指定の看板。③-4



標柱。③-5



順路。③-6



順路。③-7

（３）住民生活に関連する要素

①家屋・田畑



家屋。①-1



ビニールハウス。①-2



田。①-3



畑。①-4



用水路。①-5



用水路。①-6

②道路関係



道路（原添下）。②-1



道路（縦街道南）。②-2



ガードレール（縦街道南）。②-3



ガードレール（原添下）。②-4



交通標識。②-5



②-6



高速道路消音壁。②-7



電灯。②-8



電柱。②-9



電柱。②-10



水門。②-11



排水溝。②-12



消火栓。②-13



集水枡。②-14



マンホール。②-15



マンホールポンプ場。②-16



引込用開閉器盤。②-17



看板。②-18

（4）　その他の要素



門扉。1



柵。2



コンクリート。3



コンクリート。4



コンクリート。5



舗装。6



排水溝。7



植生。第一沢（沢田川）両側の樹林。8



植生。二ノ宮後区域東部。9



植生。原添下区域工場跡地の南西隅。10



植生。原添下区域工場跡地の東側斜面。11



植生。縦街道南区域の南東隅。12



植生。原添下区域工場跡地の西側。13

6　活用の状況

金ケ崎町教育委員会では、平成 15 年度から鳥海柵跡解明に向けた発掘調査を開始し、その調査成果を現地説明会で平成 23 年度まで毎次紹介した。同時に鳥海柵跡や安倍氏に関連する講座を町民総合大学の一環として平成 22 年度まで開催し、その歴史文化の共通理解を図った。また、平成 15〜24 年度の 10 回に亘って安倍氏の柵シンポジウムを開催し、安倍氏一族の歴史、鳥海柵や岩手県内に所在する他の安倍氏の柵の調査研究を行った。平成 23 年度からは前九年合戦・安倍氏研究事業を文化庁支援で開始し、地域住民との連携講座「鳥海柵の学習会」や鳥海柵跡の土器の編年を検討した「安倍氏の器検討会」、関連文献や鳥海柵跡出土品の調査研究した企画展を開催した。安倍氏の器検討会では、東北六県の 11 世紀前後の遺跡の土器を一堂に集めて比較検討し、鳥海柵の 11 世紀前半と中頃の土器の編年を決定した。鳥海柵跡が国指定史跡となった平成 25 年度には、関係者や町民が出席して国史跡指定式典を開催した。また、シンポジウムは、国指定史跡鳥海柵跡シンポジウムと名称を変え、従来の調査研究から町民との共通理解に重点を置くこととして情報の発信を開始した。

鳥海柵跡は、史跡指定地内の工場跡地（縦街道南区域や原添下区域）を平成 25 年 12 月に公有地化を行い、常時開放の広場とした。史跡内の公有地や道路等には、史跡の紹介をするため、説明板や案内標示を設置した。また、平成 26 年度にパンフレットを作成し、町内外の方に自由に散策しながら学習してもらうよう図っている。

年度	事業名	場所	備考
平成 15〜22 年	町民総合大学文化遺産講座 安倍氏の柵シンポジウム	金ケ崎町中央生涯教育センター	自費事業
平成 23 年度	前九年合戦・安倍氏研究事業 ①鳥海柵の学習会 ②安倍氏の器検討会 ③安倍氏の柵のシンポジウム	金ケ崎町中央生涯教育センター他	国庫補助事業
平成 24 年度	前九年合戦・安倍氏研究事業 ①鳥海柵の学習会 ②安倍氏の柵のシンポジウム	金ケ崎町中央生涯教育センター他	国庫補助事業
平成 25 年度	前九年合戦・安倍氏研究事業 ①国指定史跡鳥海柵跡シンポジウム ②企画展「鳥海柵とは」	金ケ崎町中央生涯教育センター他	国庫補助事業
平成 26 年度	前九年合戦・安倍氏研究事業 ①国指定史跡鳥海柵跡シンポジウム ②企画展「金ケ崎の安倍氏一族伝」	金ケ崎町中央生涯教育センター他	国庫補助事業

7　関連法規

史跡指定地は農業振興地域内に位置しており、文化財保護法による規制の他、農地法および農業振興地域の整備に関する法律の規制を受ける。

農業振興地域制度において農用地区域内の土地は、公共性の高い事業等特殊な場合を除き、原則として農地の転用および農用地区域内からの除去は不許可となっている。

農用地区域に指定されていない田畑等は、農地法および農業振興地域の整備に関する法律の開発規制は受けないが、農地法による転用許可は必要となる。

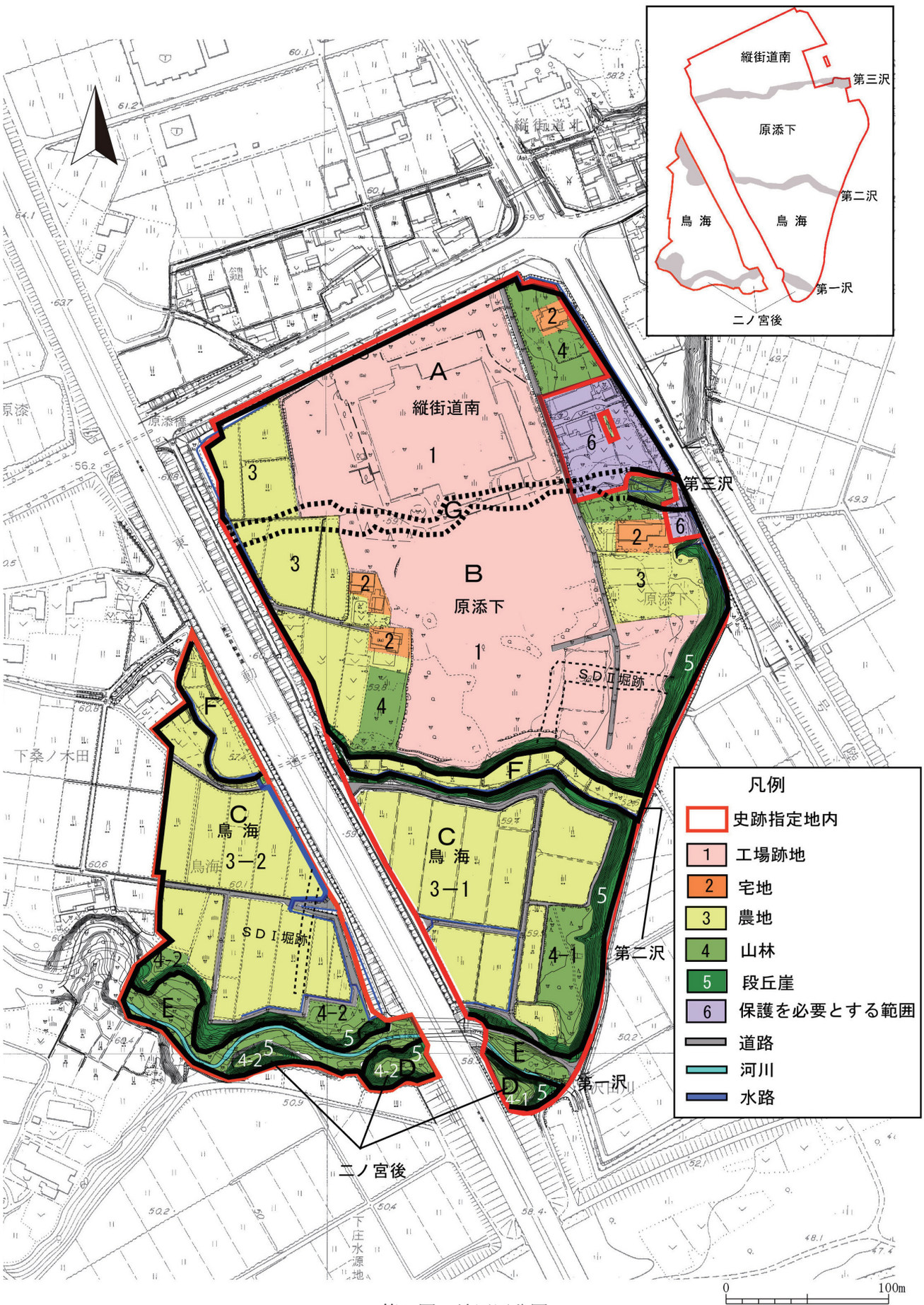
8　地区区分【第 24 図】

鳥海柵跡は比高 10mの段丘にあり、沢が 3 つ入り込んで 4 つの台地に分かれる。地区区分は 4 つの台地と 3 つの沢を区域とし、遺構や地形の特徴を整理したうえで細分した。鳥海区域は高速道で分断されているので、農地、山林を東と西の 2 つに便宜上分ける。また、保護を必要とする範囲も区分に含める。

類型・区域			区域の説明	細分（現況）		現況の説明
台地（Ⅰ）	縦街道南	A	最北端に位置する。東は胆沢川の氾濫原で、沖積低地との比高は 7～8mである。南は第三沢、北は旧道「縦街道」に囲まれる。西は区画する地形・施設はないが、旧道が字（地名）境であり、その西側まで遺構が広がらないことから、旧道までを境とする。宅地・道路・水田・原野の本区域は、原野の大半が旧金ケ崎中学校及び旧東北ナイロン工場の建設・造成により一部の地形・遺構が削平されている。 本区域の調査は、岩手大学による第 2 次、金ケ崎バイパス関連調査の第 9 次、試掘調査第 17～19 次の調査が行われている。遺構は沢跡、古墳、周溝、墓壙、堀跡、掘立柱建物跡、竪穴建物跡、溝、柱列、土坑等である。遺物は土師器、内黒土師器、須恵器、陶磁器、土製品、石製品、鉄製品、粘土塊等である。 11 世紀前半には、最大建物である四面廂付建物 SB01・02 が現れる。同建物からは官人が身につける銙帯の鉸具、胆沢城にもみられる水晶玉も出土している。	工場跡地（町有地）	1	原野。工場存続時に植栽した樹木、敷設したｺﾝｸﾘｰﾄ舗装や排水溝等の構造物が残る。他に、門扉、柵、電柱、集水桝、消火栓、ﾏﾝﾎｰﾙ等の工作物が残る。
				宅地	2	工場跡地の東隣に 1 軒ある。
				農地	3	工場跡地の西隣に水田がある。農業振興地域内だが、農用地区域外である（白地）。
				保護を必要とする範囲	6	工場跡地の東隣で、家屋 2 軒、畑、山林がある。
	原添下	B	東は胆沢川の氾濫原で、沖積低地との比高は約 8～10mである。南は第二沢、北は第三沢に囲まれる。 宅地・水田・原野の本区域は、旧金ケ崎中学校及び旧東北ナイロン工場の建設・造成により地形と遺構の一部が削平されている。 本区域の調査は岩手大学による第 1～5 次、高速道関連調査の第 8 次、確認調査の第 13～16 次の調査が行われている。遺構は掘立柱建物跡、溝、竪穴建物跡、土坑等である。遺物は土師器、内黒土師器、内外黒土師器、須恵器、陶磁器、土製品、鉄製品、木製品、粘土塊等が出土。 11 世紀前半には、南西部を使用していた。土器製作工房と想定される遺構がみられる。11 世紀中頃には、南東部に四面廂付と廂無の掘立柱建物（SB01・02）、竪穴建物三棟（SI01～03）が配され、周囲を	工場跡地（町有地）	1	原野。工場存続時に植栽した樹木、敷設したｺﾝｸﾘｰﾄ舗装や排水溝等の構造物が残る。他に、電柱、集水桝、消火栓、ﾏﾝﾎｰﾙ等の工作物が残る。
				宅地	2	家屋が工場跡地の東隣に 1 軒、西隣に 2 軒ある。
				農地	3	工場跡地の西隣は、北が水田、南が畑である。農業振興地域内だが、農用地区域外である（白地）。

			囲むようにＬ字状の堀（SDⅡ）が掘られていた。SB01は同期最大の建物である。竪穴建物からは鉄滓が出土しており、鍛冶を営んでいたことが想定される。西部には、第二沢付近に複数の柵や塀で区画された空間があり、ロクロピットや焼土遺構が確認されたことから、土器生産が行われていたと考えられる。また、溝跡からは鋳型が出土しており、鋳造が行われていた可能性がある。南西部の竪穴状遺構はその構造から経塚の可能性があり、12世紀の中国産の陶磁器、国内産の陶器、土師器皿、小皿、手づくねかわらけが出土。	山林	4	落葉広葉樹を主体とした山林。 下草が繁茂した状態である。
				段丘崖	5	杉と落葉広葉樹から成る山林。倒木や、その危険性が高い傾斜木がある。
				保護を必要とする範囲	6	国道 4 号線から家屋への進入路。
	鳥海	C	東は胆沢川の氾濫原で、沖積低地との比高は8～10mである。南は第一沢、北は第二沢に囲まれる。西は南北に走るSDⅠ堀跡が東端（段丘崖）から西へ約170mにあるが、さらに西へ約270mまで遺構が広がり、遺跡の範囲とする。ほぼ水田となっている本区域はかつて原野及び畑がその大半を占め、後の開田によって地形、遺構が削平されている。 本区域の調査は、高速道関連調査の第7次、緊急発掘調査の第10次、確認調査の第11～14、17、18次の調査が行われている。遺構は堀跡、溝跡、竪穴建物跡、竪穴状遺構等である。遺物は土師器、内黒土師器、須恵器、陶磁器、土製品、石製品、鉄製品等が出土。 西部のSI01竪穴建物からは、鳥海柵の前史で9世紀後半の「五保」の墨書土器や緑釉陶器唾壺、土師器香炉蓋が出土した。「五保」とは律令制において、相互監視・連帯責任を負う公民の末端組織を意味し、胆沢城と関係を有する施設が存在していたと考えられる。 11世紀中頃には、北と南の沢を結ぶように大規模な直線状の堀（SDI）が掘削され、大規模な方形区画（南北約140m、東西約170m）が造られていた。区画内には南東部に掘立柱建物、北側縁に櫓と柵、南側縁に柵や塀等の遮蔽施設があったと考えられる。堀の西には掘立柱建物三棟（SB01～03）、中央部北側の柵列・門跡がある。	農地（東側）	3－1	水田。一部休耕地がある。農業振興地域内であるが、農用地区域外である（白地）。
				農地（西側）	3－2	水田。一部休耕地がある。休耕地以外は農業振興地域内の農用地区域である。
				山林（東側）	4－1	落葉広葉樹を主体とした山林。散策路や説明板が設置されている。
				山林（西側）	4－2	杉の山林（人工）。 下草が繁茂した状態である。
				段丘崖	5	落葉広葉樹を主体とした山林。 第二沢の南側法面の一部はジャカゴで保護している。

	二ノ宮後	D	最南端に位置する。南は胆沢川の氾濫原で、沖積低地との比高は約9mである。北には第一沢がある。南北が最大約40m、東西約184mの長い島状の台地で高速道が通る東部と船越明神社がある西部に大別される。 本区域の調査は高速道による第6次調査のみ。遺構は柱列、掘立柱建物跡、溝跡、竪穴建物跡、焼土遺構、鉄滓堆積地等である。遺物は土師器が出土。11世紀前半は竪穴建物や柵（塀）、中頃は中心となる掘立柱建物、櫓状建物、鉄滓堆積地、柵（塀）が配される。鍛冶工房と想定される。	山林（平場）	4－1	杉と落葉広葉樹から成る山林。
				山林（平場）	4－2	杉と落葉広葉樹から成る山林。 船越明神社の祠は石造で、周囲に河原石を敷く。
				段丘崖	5	杉を主体とした山林。根曲木や倒木があり、法面の一部が崩落している。
沢（Ⅱ）	第一沢	E	段丘面と谷の底面の比高は約8mである。			沢田川が流れ、谷の底面は流路により形成された。
	第二沢	F	平均値は上幅26m、下幅15m、現段丘との比高5.2m（第8次調査）。底部は北から南へと浅くなる。断面形は逆台形。埋土は現表土層、遺物包含層、自然堆積層（一部撹乱層含む）で構成される。北側段丘下からは土師器が大量に出土したが、生産した土師器の失敗品か、柳之御所遺跡の堀から出土する土器のように使い捨ての性格を備えた土器であったと考えられ、第二沢が廃棄の場であったことがうかがえる。			第一沢と同様に河川が流れ、谷の底面は流路により形成された。高速道路の東側は休耕地、西側は水田である。
	第三沢	G	上幅11.5～18.68m、下幅3.05～3.5m、比高1.1～4.6m。断面形は逆台形で、壁面中間に平場的な段を有する。埋土は現表土・埋め土層、耕作土層、自然堆積層で構成される。第三沢からは国司の第二等官を示すと思われる「介」や、多賀城跡等で出土する吉祥句文字「萬（万）」と墨書された土器が出土しており、律令制や胆沢城との関わりの深さがうかがえる。			第一沢、第二沢と同様に河川の流路によって形成された。後に農地となり、昭和43年に埋められ、現状のようにAとB区域が一つになった。一部東端に当時の地形を見ることができ、落葉広葉樹、下草が密生した山林となっている。


縦街道南
第三沢
原添下
第二沢
鳥 海
鳥 海
第一沢
二ノ宮後
A
縦街道南
1
B
原添下
1
C
鳥 海
3−1
C
鳥 海
3−2
SD I 堀跡
SD II 堀跡
第三沢
第二沢
第一沢
二ノ宮後
凡例
史跡指定地内
1 工場跡地
2 宅地
3 農地
4 山林
5 段丘崖
6 保護を必要とする範囲
道路
河川
水路
0
100m

第24図　地区区分図